

## 川崎市ふれあい子育てサポート事業 震災対応ガイドライン

### 1 ガイドライン策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を記録し、史上最大級の津波による被害も重なって、多くの犠牲者を生じる未曾有の大惨事となりました。川崎市のふれあい子育てサポート事業においても、当日は会員間で連絡が取れず、子どもの引き取りに時間を要した例など、不測の事態が生じました。

また、今後についても、東海地震や南関東地域直下地震等の発生の可能性が高まっているとされています。

そこで、今回の大震災により明らかになった課題等を踏まえて、川崎市、各ふれあい子育てサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）、ヘルパー会員及び利用会員のとるべき対応の指針を示し、震災に備えるため、本ガイドラインを策定するものとします。

### 2 震災時の活動等の取扱い

#### (1) 震災時の援助活動の休止、再開基準について

東海地震予知情報等が発表され川崎市から指示があった場合や震度6弱以上の地震が発生した場合には、その時点で現に行っている援助活動以外の新たな援助活動は休止するものとします。その後の活動の再開についても、川崎市から指示するものとします。

#### (2) 震災時のキャンセルの取扱いについて

上記(1)の活動休止基準に該当するような震災等により援助活動をキャンセルする場合には、一方で全市的に援助活動を休止とするものであり、活動当日のキャンセルであっても、原則キャンセル料は発生しないものとします。

#### (3) 震災時の援助活動の報酬について

上記(1)の活動休止基準の震度6弱以上の地震が発生した場合等により援助活動時間が延長した場合であっても、その間の報酬は原則、援助活動時間に応じて発生するものとします。ただし、その時間が著しく延長した場合等は、利用会員に過大な負担を生じさせないように、配慮に努めるものとします。

### 3 震災への備え

川崎市、サポートセンター、ヘルパー会員及び利用会員は、震災への備えとして、次のような準備をしておくものとします。

#### (1) 川崎市がしておくべき準備

ア 防災研修の斡旋や通知、メール等での防災情報の提供など、サポートセンタ

一への防災意識の普及啓発を日ごろから推進しておくものとします。

イ 震災時に備えてサポートセンターへ緊急時に連絡できる体制を整えておくものとします。

(2) サポートセンターがしておくべき準備

ア 防災研修の開催や会報誌での防災情報の提供など、ヘルパー会員及び利用会員の防災意識の向上を図る取組を日ごろから実施しておくものとします。

イ 震災時に備えてヘルパー会員及び利用会員へ緊急時に連絡できる体制（メーリングリストの導入等）を整えておくものとします。

(3) ヘルパー会員がしておくべき準備

ア 利用会員への緊急連絡方法と連絡先を確認しておくものとします。

イ 利用会員と緊急避難先を確認しておくものとします。

ウ 利用会員が震災時に速やかな子どもの引き取りが困難な場合で代理の引き取り人を置く場合にはその者についても必要な確認をしておくものとします。

エ 自宅の家具の転倒防止策を講じるなど、震災に備えておくものとします。

オ 保育所等への送迎をお願いされている場合は、援助活動中に利用する経路の安全性についても利用会員とともに確認しておくものとします。

(4) 利用会員がしておくべき準備

ア ヘルパー会員への緊急連絡方法と連絡先を確認しておくものとします。

イ ヘルパー会員と緊急避難先を確認しておくものとします。

ウ 震災時に速やかな子どもの引き取りが困難となる恐れがある場合には、できる限り代理の引き取り人を決めておくものとします。

エ 毎回、援助活動をお願いするにあたっては、震災時のことも考え援助活動を継続するために必要な持ち出し用品を多めに用意しておくものとします。特に多めに用意しておく必要があるものは次表のようなものが想定されます。

乳児を預ける場合	幼児を預ける場合
着替え 粉ミルク 紙おむつ ウェットティッシュ お尻拭きナップ	着替え ウェットティッシュ ティッシュペーパー

#### 4 震災発生時の対応

川崎市、サポートセンター、ヘルパー会員及び利用会員は、震災発生時の対応として次のような行動をとるべきものとします。

(1) 川崎市がとるべき行動

ア 川崎市の災害対策本部等から提供される情報を正確に収集するものとします。

イ 収集した情報を的確にサポートセンターに発信するものとします。

(2) サポートセンターがとるべき行動

ア 川崎市から提供される情報を正確に収集するものとします。

イ 収集した情報を的確にヘルパー会員及び利用会員に発信するものとします。

(3) ヘルパー会員がとるべき行動

ア 震災の発生を知らせ、子どもがパニック状態にならないように努めるものとします。

イ 乳児には毛布や布団をかけ、自らも毛布等に一緒に入りながら身を守るものとします。

ウ 幼児・児童は机の下などにもぐらせ、落下物から頭を保護するものとします。

エ 火を使用している場合には、速やかに使用中の火を消し、元栓を閉めるものとします。

オ 揺れがおさまったら、子どもの状況、避難の予定などの情報を利用会員に伝えるものとします。その際、必要に応じて災害用伝言ダイヤルなどを活用（使用方法については別紙資料参照）するものとします。

(4) 利用会員がとるべき行動

ヘルパー会員に連絡をして、できる限り速やかに子どもを迎えに行くものとします。その際、情報収集については、必要に応じて災害用伝言ダイヤルなどを活用（使用方法については別紙資料参照）するものとします。

## 5 震災発生後の対応

川崎市、サポートセンター、ヘルパー会員及び利用会員は、震災発生後の対応として次のような行動をとるべきものとします。

(1) 川崎市がとるべき行動

ア 川崎市の災害対策本部等から提供される情報を正確に収集するものとします。

イ 収集した情報を的確にサポートセンターに発信するものとします。

ウ サポートセンターからの被害状況の情報を正確に収集するものとします。

(2) サポートセンターがとるべき行動

ア 川崎市から提供される情報を正確に収集するものとします。

イ 収集した情報を的確にヘルパー会員及び利用会員に発信するものとします。

ウ ヘルパー会員からの被害状況の情報を正確に収集するものとします。

(3) ヘルパー会員がとるべき行動

ア 利用会員が子どもを引き取りにくるまで、サポートセンターや川崎市と連携のもと子どもを預かっておくものとします。

イ 震災が起きた際に援助活動を行っていた者は、会員登録しているサポートセンターに被害状況についてメール等で報告を行うものとします。その際、必要

に応じて災害用伝言ダイヤルなどを活用（使用方法については別紙資料参照）するものとします。

ウ 家が倒壊する恐れがある場合やライフラインが寸断された場合のほか、避難指示がなされた場合など、自宅からの避難を余儀なくされる場合は、あらかじめ利用会員との間で決められた緊急避難先に避難をするものとします。

エ あらかじめ決められた緊急避難先以外の避難先に避難をする場合や避難先を移動する場合は、その避難先を記した紙等を移動前の場所の目立つところに貼るとともに利用会員への連絡を行うものとします。その際、必要に応じて災害用伝言ダイヤルなどを活用（使用方法については別紙資料参照）するものとします。

#### (4) 利用会員がとるべき行動

ヘルパー会員からの連絡に基づき、子どもを引き取るものとします。その際、情報収集については、必要に応じて災害用伝言ダイヤルなどを活用（使用方法については別紙資料参照）するものとします。

## 6 参考資料

- (1) 東海地震に関連する情報と主な防災対策
- (2) 川崎市防災マップ各区版
- (3) 電話が通じない時に！災害時の連絡方法